

平成 20 年 12 月 19 日

環境省大臣官房長
南 川 秀 樹 殿

物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会
委員長 森 篤 昭 夫

環境省の契約事務の改善について（意見具申）

物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会規則第 6 条第 1 項に
基づき、別紙のとおり意見具申を行う。

(別紙)

環境省の契約事務の改善について(意見具申)

平成20年12月19日
物品・役務等に係る
契約適正化監視等委員会

平成20年10月30日、31日の2日間にわたり、本委員会において、平成19年度に環境省が締結した契約手続の運用状況について説明を受けるとともに、応札者が1者しかいないものや競争性のない随意契約を行っているもの等を中心に本委員会において抽出した10件の契約について、契約方式を含む契約過程や契約内容の妥当性などの面から審議を行った。

その結果、「真にやむを得ないものを除き、一般競争入札など競争性のある契約方式による調達を行う」との方針の下、競争性のない随意契約の割合が件数ベースで27.8%、金額ベースで39.7%と着実に減少するとともに、審議を行った個々の契約についても特に問題となる点は見られなかった。

その一方で、環境行政の現実を見ると、地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全等のいずれの課題についても環境省の限られた人的資源のみでは解決困難であり、外部の研究機関等の事業者の専門的な能力、技術等を活用することが必要不可欠である。こうした観点から翻って環境省の契約全般を概観したところ、業務を請け負う事業者を選定するに当たって事業者の創意工夫を最大限評価すること、発注者のみならず事業者に対する契約事務の負担を軽減することなど、業務の性質に応じたきめ細かい柔軟な対応がより一層求められると思われる。

以上の観点から、本委員会として、下記のとおり意見を申し述べる。環境省においては、本意見を踏まえ、契約事務の改善を進めることを強く期待する。

記

- 1．価格のみの競争を押し進めると、受注者の業務の質の低下を招き、環境行政に弊害が生じるおそれがある。事業者の創意工夫を最大限活用する観点からも、価格と技術・能力を総合的に評価し受注者を決定する総合評価落札方式による入札を拡大すること。その際には、最大限の成果が得られるよう、技術・能力の評価方法について更なる検討・見直しを進めること。
- 2．環境省における調査研究等の中には、その性質上、どうしても同じ相手と継続して契約を行わなければ適切な調査結果が得られないものや、前年度の成果を次年度に別の者に引き継ぐとかえってコストがかかるものなど、同一者と契約を締結する必要があるものも多く見られる。こうした場合には、業務の性質に応じ、国庫債務負担行為や複数年での契約を前提とした企画競争_(注)の積極的活用を図ること。

(注) 初年度の企画競争において、複数年での企画提案を求め、複数年の調査研究計画等の評価を行った上で受注者を選定し、次年度以降はその進捗状況を評価した上で初年度の企画提案に基づく随意契約を行うもの。
- 3．競争性のない随意契約を含め、業務の性格・内容に応じた最適な契約方式を選択すること。
- 4．契約マニュアルの整備やきめ細かな改善を通じ、発注者、受注者双方の事務負担を軽減し、効率化を図ること。

以上